

# 茅ヶ崎市での創業を応援します！

創業支援を受け、証明書を発行することで様々なメリットがあります

「特定創業支援等事業」に位置付けられた事業を受けた創業者・創業希望者の方は、市で証明書を発行することで、様々なメリットを受けることができます。

## メリットを受けるまでの流れ



## 受けられるメリット

### 1 会社設立時の登録免許税の減免

設立形態	通常の税率	軽減措置適用後の税率
株式会社	資本金の額×0.7% ※最低税額：15万円	資本金の額×0.35% ※最低税額：7.5万円
合同会社	資本金の額×0.7% ※最低税額：6万円	資本金の額×0.35% ※最低税額：3万円

※茅ヶ崎市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

### 2 神奈川県創業支援融資の優遇

神奈川県創業支援融資において、創業特例の条件を満たすことで、融資利率の優遇を受けられます。

神奈川県  
HP



### 3 信用保証協会の優遇

事業に必要な資金を調達する際にご利用いただける創業関連保証の特例(無担保、第三者保証人なし)が、事業開始の6か月前から利用できます。

神奈川県信用保証協会  
HP



### 4 日本政策金融公庫の優遇

新規開業・スタートアップ支援資金について、特別利率(基準金利-0.40%)が適用されます。

日本政策金融公庫  
HP



## 対象者

以下のいずれかを満たす方が、対象となります。

1. これから創業を行おうとする者
2. 創業後5年未満の者

※既に会社法上の法人化している場合であっても、創業後5年未満であれば対象となります。

※2社目の創業の場合は対象外です。

## 茅ヶ崎市の特定創業支援等事業

No.	名称	概要	証明書発行要件
1	湘南ビジネスコンテスト	例年11月頃開催。 湘南産業振興財団などにより開催されるビジネスプラン発表会です。	書類審査通過者 (ファイナリスト)
2	神奈川ビジネスオーディション	例年2月頃開催。 神奈川産業振興センターなどにより開催されるビジネスプラン発表会です。	1次審査通過者
3	ワンストップ相談窓口	事前予約制。 商工会議所内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、創業時の課題を解決します。	1か月以上の期間で 4回以上の相談
4	創業支援セミナー (新規)	9月～11月頃に茅ヶ崎市勤労市民会館で開催予定。 専門家等から講義を行います。	セミナー各講座に全て出席 (1か月以上の期間で 4回以上)

## 証明書発行の流れ



問い合わせ  
事務担当 茅ヶ崎市経済部産業観光課  
電話 0467-81-7144

市HPもあわせて  
ご確認ください。

